

静岡市環境啓発用パネル等貸出要領

1 目的

市民の「環境に関する知識の普及」及び「環境意識の高揚」を図るために作製された環境啓発用パネル及びのぼり旗の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出物品

貸出しを行う物品は次のとおりとする。

- (1) 環境啓発用パネル
- (2) 環境啓発用のぼり旗（旗竿を含む）

3 貸出基準

貸出の対象となる催し等の基準は、次のとおりとする。なお、貸出物品が著しく汚損されるおそれがある使用条件の場合は貸出を行わない。

- (1) 市民等が主催する公益性のあるイベント等で、市民の環境に関する知識の普及及び環境意識の高揚を図る目的であるもの（公益性の判断として、以下の基準を全て満たすもの）
 - ア 誰でも参加できる
 - イ 参加料（出店料等）が無料
 - ウ 特定の企業・政党・宗教団体等の利益（集客・勧誘）のためではない
- (2) 前号に規定に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

4 借用の申請

貸出物品の借用を受けようとする者は、借用を受けようとする日から起算して7日前までに、物品借用申請書（静岡市物品管理規則様式第13号）を環境創造課あてに郵送、FAX又は持参により提出するものとする。

5 貸出の許可

環境創造課は、申請が適当と認められるときは、物品貸付許可書（静岡市物品管理規則様式第14号）を、申請をした者に交付するものとする。

6 貸出物品の受領及び返却

- (1) 借用者は、原則として環境創造課から貸出物品を直接受け取り、使用後は、責任を持って速やかに返却するものとする。
- (2) 貸出に伴う搬出及び搬入は、借用者が行うものとする。

7 貸出期間

貸出期間は、搬出及び搬入を含め2週間以内までの期間とする。

8 損害等の負担

- (1) 借用者は、借用者の故意又は重大な過失により貸出物品を損傷させた場合は、修繕費用等を負担するものとする。
- (2) 借用者は、貸出物品に起因する事故等により、第三者に対し損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (3) 貸出物品の使用により、借用者が被った被害に対しては、静岡市は一切その責めを負わない。

9 禁止事項

- (1) 借用者は、貸出物品を第三者に転貸してはならない。
- (2) 借用者は、貸出物品を許可された目的以外で使用してはならない。

10 管理及び事務の取扱い

貸出物品の管理及びこの要領に関する事務の取扱いは、環境創造課とする。

11 雑則

この要領に定めるもののほか、物品の貸出等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成27年11月26日から施行する。

この要領は、平成27年12月7日から施行する。